

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問・意見等の内容(要旨) | 回答 |
|----|-----|--------|----------------------------------|---|--|
| 1 | 資料1 | — | 「はじめに」 | 令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、事業の縮小や変更を余儀なくされてきたと思われる。「はじめに」のところに、そのことを少し入れた方がよいのではないか。後の各論のところで新型コロナウイルス感染症についての記述が散見されるため、まず最初に新型コロナウイルス感染症の影響について触れておいて、それを受けて各論でそれぞれ述べていく方が、違和感がないのではないか。 | ご意見を踏まえ、資料1の「はじめに」に以下の文章を追記しました。 【追記内容】 令和2年(2020年)から流行が始まった新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷等の問題が発生しており、その防止のための啓発や、被害者の相談支援等の取組を充実することが求められています。 また、新型コロナウイルス感染症は人権の個別課題に関する様々な施策の実施にも大きな影響を与えており、それぞれの施策の効果が十分に発揮されるよう、実施方法の工夫や見直しを行うことが必要となっています。 |
| 2 | 資料1 | P4等 | 若年層向け人権啓発講義等 | 例えば「若年層向け人権啓発講義」が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止を余儀なくされたように、人を集める講座等の開催が困難な状況が続いているが、これらの企画のうち、Web開催等で代替したようなケースはあるのか。 | ・令和2年度の人権啓発講座・研修等については、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見極めながら、事業の効果が可能な限り失われることがないよう、必要に応じてオンライン開催等の代替手段を講じました。 ・オンライン開催の例としては、資料1のP30「インターネット啓発事業」の研修会等がありますが、その他の啓発事業につきましても、例えば資料1のP4「人権啓発動画『じんけんwith滋賀レイクスターズオンライン』」のように、プロスポーツ選手と子どもたちの触れ合いを通じた啓発事業を、オンラインでの動画配信に切り替えたケースがあります。 ・一方、資料1のP3「じんけんフェスタしが2020」のような大規模な集客型啓発イベントについては、オンライン開催等に切り替えても、元々期待されている啓発効果を十分発揮することが困難であると考えられることから、年度途中に予算の組み替えを行い、当初は予定していなかった新型コロナウイルス感染症による人権侵害の防止を目的としたテレビ・ラジオ広告の放映を行うなど、臨機応変な対応に努めたところです。 |
| 3 | 資料1 | P12～15 | ②子ども | 令和元年度には、新型コロナ感染症の拡大で妊娠をためらう家庭があると報道で聞いたことがあったが、滋賀県ではどうなのか、状況を把握しておられるようであれば教えていただきたい。 | ・平成30年～令和2年の県内の妊娠届数の推移は以下のとおりであり、令和元年・令和2年ともに、前年より減少しています。 平成30年:11,730件 令和元年:11,319件(前年比:▲3.5%) 令和2年:10,723件(前年比:▲5.3%) 【参考】国全体の妊娠届数の推移(平成30年～令和2年) 平成30年:947,975件 令和元年:916,590件(前年比:▲3.3%) 令和2年:872,227件(前年比:▲4.8%) ・ただし、妊娠届数の減少傾向自体は過去より継続しているものであり、現時点ではこの減少が新型コロナの影響によるものであるとは判断できない状況です。 |
| 4 | 資料2 | P15 | 表Ⅱ-2 No.2 「男女共同参画センター「男女共同参画相談室」 | 女性相談において、令和2年度の相談内容に新型コロナウイルス感染症、緊急事態措置や蔓延防止措置、自粛要請などの最近の状況を反映する特徴的な相談はあるのか。 また、ある場合、その割合はどれくらいか。 | ・令和2年度の相談としては、コロナ禍における経済的な負担の増大や、テレワーク等による家庭内での接触機会の増加が遠因と考えられる相談もありました。 ・なお、こうした相談の割合については、統計をとっていないため、詳細は不明です。 |

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問・意見等の内容(要旨) | 回答 |
|----|-----|-------|--|--|---|
| 5 | 資料2 | P15 | 表Ⅱ-2 No.2 「男女共同参画センター「男女共同参画相談室」」 | DVカウンセリングの件数が令和元年度より大幅減となっている。新型コロナウイルス感染症の影響でDVが増えてきたという印象を持っていたが、なぜ減少しているのか、分かっている範囲で教えていただきたい。 | DVカウンセリングは面接相談であり、新型コロナウイルスの感染対策として、感染者数の多い月を中心に敬遠されたりキャンセルが増えたため、相談数が減少したものと考えられます。 |
| 6 | 資料2 | P15 | 表Ⅱ-2 No.3 「女性の悩みごと電話相談」 | 男女共同参画相談室のDVカウンセリングの件数と同様、電話相談の件数が令和元年度より大幅減となっているが、なぜ減少しているのか、分かっている範囲で教えていただきたい。 | ・No.3の相談件数については、令和元年度の資料では電話相談件数および面接相談件数の合計数を記載しておりましたが、事業名が「女性の悩みごと電話相談」であることから、令和2年度の資料では電話相談件数のみを記載しております。(面接件数を含めると1,690件となります) 【参考】 R2…1,690件(電話1,178件、面接512件) R1…1,604件(電話1,051件、面接553件) |
| 7 | 資料2 | P16 | 表Ⅱ-2 No.7 「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」設置事業」 No.9 「子ども家庭相談室」 | No.7の電話相談と来所相談はいずれも令和元年度よりも減少しているのに対し、No.9の相談件数は逆に増えている。この増減の違いをどのように解釈すればよいか。 | 「子ども家庭相談室」の件数は、虐待およびDVのみの件数であり、「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」とは相談内容が異なることから、同様の傾向にならないことも考えております。 |
| 8 | 資料2 | P16 | 表Ⅱ-2 No.8 「子ども虐待ほっとライン」 | 児童虐待相談において、令和2年度の相談内容に新型コロナウイルス感染症、緊急事態措置や蔓延防止措置、自粛要請などの最近の状況を反映する特徴的な相談はあるのか。 また、ある場合、その割合はどれくらいか。 | ・子ども家庭相談センターに寄せられた相談には、学校の休業期間は親子で過ごす時間が長くなったことからの育児疲れや、親子間のトラブル相談、さらに休業期間が終わった後は不登校等による悩みの相談等がありました。 ・なお、ご質問にある状況ごとの集計は行っておりませんので割合は不明です。 |
| 9 | 資料2 | P17 | 表Ⅱ-2 No.12 「特別支援教育相談」 | 特別支援教育相談の新規相談件数について、新規相談件数・延べ相談回数とも令和元年度よりも減少している。来所相談が減少しているのは理解できるとしても、電話相談が大幅に減少しているのはなぜか。 新型コロナウイルス感染症を警戒して来所しづらいのは理解できるが、電話相談件数まで減少しているのには何か理由があるのか、分かる範囲で教えていただきたい。 | ・令和2年度の相談回数が減少した理由として、新型コロナウイルス感染症に関わって4、5月の来所相談を停止したことが考えられます。 ・それとともに、学校の休業期間には、これまで相談内容の多くを占めていた対人関係によるトラブル等や不登校、いじめに関わる本人、保護者の悩みや心配ごとが減少したことが、電話相談減少の一因であると考えております。 (学校が休業になったことで、不登校の子をもつ保護者の中には、学校に行っていないことに対する不安や、単位取得が十分でないことへの負担感が軽減したというケースもありました。) |
| 10 | 資料2 | P19 | 表Ⅱ-2 No.17 「生活相談(再掲)」 | 外国人生活相談において、令和2年度の相談内容に新型コロナウイルス感染症、緊急事態措置や蔓延防止措置、自粛要請などの最近の状況を反映する特徴的な相談はあるのか。 また、ある場合、その割合はどれくらいか。 | ・令和2年度の相談実績1,603件のうち、新型コロナウイルス感染症に関する相談は338件でした。 ・そのうち最も多いのは「医療」に関する相談(約35%)で、次に多いのは「その他」の相談(約33%)でした。 なお、「その他」の内容としては、給付金や貸付金等の各種支援制度の申請手続きなどの相談が多い状況でした。 |

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問・意見等の内容(要旨) | 回答 |
|----|-----|--------|---|--|---|
| 11 | 資料2 | P19 | 表Ⅱ-2 No.17 「生活相談(再掲)」 | 相談窓口での相談件数が令和元年度よりも大幅に増加している。就労・子どもの教育の問題等、どのような相談内容が多いのか、令和2年度の特徴をできる範囲で教えていただきたい。 | <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、「入管」、「医療」分野の相談が大きく増加しました。</p> <p>・「医療」では、受診やPCR検査に関する情報提供、感染症の対応などに関する相談が多く、また「入管」では、頻繁に変化する出入国関連の情報提供と在留に係わる支援についての相談が中心となっていました。</p> <p>・その他、失業や休業に伴う経済的な支援や申請手続きなどに係る相談があり、また一般の相談では、健康保険や年金などの社会保障関連の相談や、高等教育への進学、奨学金情報、学校連絡などの教育関連の相談がありました。</p> |
| 12 | 資料2 | P28、30 | 表Ⅲ-1 No.12 「働く場における女性の活躍推進事業」 No.17 「仕事と生活の両立支援事業」等 | これらの事業ではセミナーを会場とオンラインを併用して実施されているが、両者を比較した場合、どうであったか。(事業の効果や受講者の反応の違い等) | <p>・いずれのセミナーについても、会場参加よりもオンラインの参加数の方が多い状況でした。新型コロナウイルスの感染予防、またオンラインでの参加の方が会場参加に比べ心理的・物理的なハードルが低いため、より多くの集客へと繋がったものと考えられます。</p> <p>・受講者の満足度・理解度については、オンラインに比べ会場参加の方が、やや高くなりました。理由としては、一部オンライン受講者から、映像・音声に関して、見にくい・聞き取りづらい部分があったとの意見があり、そのことが主に会場受講との満足度・理解度の差が出た要因であると考えられます。</p> |
| 13 | 資料2 | P30 | 表Ⅲ-1 No.20 「【重】女性のわくわく応援事業」 | 滋賀マザーズジョブステーションの相談者数も新規就業者数も令和元年度より減少しているが、これは新型コロナの影響と考えてよいのか。また、相談内容に特徴があれば教えていただきたい。 | <p>・コロナ禍の影響による有効求人倍率の低下や、緊急事態宣言に伴う来所休止期間(4/20～5/17)の影響により、相談件数および就職件数とも前年実績を下回りました。</p> <p>特に、女性に人気が高い事務職や飲食・サービス業関連の求人数が激減した結果、応募しても高倍率で採用されないという相談が増加しました。</p> |
| 14 | 資料2 | P35 | 表Ⅲ-2 No.6 「無職少年等非行防止対策事業」 | 令和元年度に比べて街頭補導数が増えているのに対し、延べ補導数は2,000名以上減少している。また、無職少年の指導数は大幅に増えている。これらの数値の増減をどのように解釈すればよいか。 | <p>・令和元年度の実績報告数値に誤りがあり、正しくは5,109回の街頭補導により延べ13,017名を補導し、延べ98名の無職少年を指導し25名が就職・就学したという結果でした。また、令和2年度の無職少年の就職・就学人数にも誤りがあり、34名を就職・就学につなげています。</p> <p>・昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響による学校休業期間中および再開にともない見回りを強化したことから回数が増加しています。一方で、補導数が減少しているのは、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響により、街頭に出歩いている少年が減ったためと考えられます。</p> <p>・無職少年の指導数の増加は、近年では引きこもり・不登校から高校中退等し無職となる少年が増加傾向にあり、センターに寄せられる指導依頼も増加しているためと考えられます。</p> |
| 15 | 資料2 | P4 | 表Ⅱ-1-2(2) No.6 「人権教育指導力強化事業」 | 人権教育指導力強化事業の、第1番目の事業で冊子「新型コロナウイルス感染症を通して学ぶ！人権学習指導資料」を県内の全小・中・高校、特別支援学校に1校につき12部づつ配布したとのことであるが、部数は十分足りているのか。また、実際にはどのように資料が利用されているのか。 | <p>・12部という部数は小学校では6学年、中学校、高等学校では3学年を基本として、支援学級でも使用していただけるよう考慮して検討した結果、妥当だと判断した部数です。現在のところ、「部数が足りない」という連絡は届いておりません。また、本資料はホームページに掲載しており、ダウンロードして使用できますので、必要な場合に活用いただけたらと考えております。</p> <p>・資料の利用状況については、道徳や学級活動、人権LHRで指導案をもとに学習したり、差別や偏見を防止する校内放送に活用したり、様々な形で利用いただいております。さらに、県外からの問い合わせもあり、「使いやすく、うまくまとめられている」という好評価をいただいております。</p> |

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問・意見等の内容(要旨) | 回答 |
|----|-----|----------------------|--|---|--|
| 16 | 資料2 | P53 | 表Ⅲ-3 No.25 「高齢運転者安全・安心事業」 | 令和元年度と比較すると、講習回数・受講者数とも大幅に減少している。また事故件数も減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響で高齢者の外出が減少したことの反映なのか。あるいは、事業実施の効果なのか。 | <p>・昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来からの集合型の交通安全教育が十分に実施できない状況が続き、交通安全講習の実施回数・受講者数は大幅に減少しました。危険予測トレーニング機器(KYT)を活用した参加・体験・実践型講習についても、実施回数・受講者数は大幅に減少しています。</p> <p>・一方で、令和2年の交通事故発生件数および死者数、傷者数はいずれも大きく減少し、発生件数、傷者数については10年連続の減少となりました。特に、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中(令和2年4月17日から同年5月14日までの間)を含む、令和2年4月と5月の交通事故発生件数については、統計が残る昭和41年以降では最小件数を連続で更新するなど、外出・移動自粛による影響も考えられるところですが、依然高齢者が被害に遭う死亡事故が多発しているほか、横断歩道を横断中の小学生がはねられる事故も発生するなど予断を許さない状況です。</p> |
| 17 | 資料3 | P4、5、11、13、20、23、27等 | 表Ⅱ-1-2(2) No.8「人権教育研究指定校」、 表Ⅱ-1-2(3) No.4「人権教育指導研修事業」 表Ⅱ-2 No.8「子ども虐待ほっとライン」、No.11「心の教育相談事業」、No.27「人権に関する相談支援体制の充実」 表Ⅲ-2 No.12「子育て支援施設等利用給付」、No.28「社会全体で犯罪被害者等を支える取り組み推進事業」 表Ⅲ-3 No.16「県民を特殊詐欺から守る安全安心コール事業」等 | 特記事項に拡充又は縮小などの理由が記載されていないが、記載する予定はないのか。 | <p>・「特記事項」欄については、原則として「新規・拡充・廃止・組替」の4つのいずれかに該当する場合に情報を記載することとしているものであり、予算額の増減がある場合であっても、事業所管課がこれらのいずれにも該当しないと判断したもの(単なる事業費の縮減等)については、詳細情報等を記載しないこととしております。</p> <p>・ただし、前年度より予算額の大幅な増減がある事業については、新規・拡充・廃止・組替のいずれにも該当しない場合であっても、何らかの特別な事情がある可能性が想定されるため、次年度以降の資料については、こうした事業については特記事項欄に予算額増減の理由を記載するよう、各事業所管課に対応を求めるところを検討します。</p> <p>・なお、今回のご質問で挙げられている事業のうち、予算額の大幅な増減があっても、特記事項に特段の記載がない例としては、以下のようなものがあります。</p> <p>OP13 表Ⅱ-3 No.27「人権に関する相談支援体制の充実」 →令和3年度の予算額が令和2年度より倍増(287千円→549千円)しておりますが、これは研修会を会場とオンラインの併用で開催するための必要経費(機材の借り上げ料等)を計上したためであり、研修会の開催回数の増加等の事業内容そのものの拡充があった訳ではないため、特記事項欄には「拡充」表記を記載しておりません。</p> |
| 18 | 資料3 | P33 | 表Ⅲ-4 No.20 「手話通訳者設置事業」 | 最近ではどの分野や施設等においても、外国人県民が訪れられることは想定内であり、手話通訳者と同様に、配慮が必要なのではないかと思われる。 県の外国人相談センターの人材が県の施設等に移動して通訳を行うことはできないということは以前にもお聞きしたことがあるが、それとは別に、依頼や予約等があれば施設に行き通訳できる人財を確保(常駐が無理でも登録制など)できれば外国人の人権に配慮したものになるのではないか。 | <p>・県の機関において外国語での対応が必要な場合は、各機関が通訳を手配される場合があるほか、「しが外国人相談センター」との電話による3者間通訳により対応しております。</p> <p>・さらに、令和元年度からは、多言語コールセンターを活用した12言語での相談体制を整備し、対応の充実に努めているところです。</p> |

| 番号 | 資料名 | ページ番号 | 対象箇所 | 質問・意見等の内容(要旨) | 回答 |
|----|-----|-------|--------------------------------------|---|--|
| 19 | 資料3 | P48 | 表4-2 No.6 「私学団体教職員研修 事業補助金」 | <p>「私学団体が実施する人権研修に対し補助金を交付し～」ということについて、県内の外国人学校も対象となるのか。</p> <p>外国人学校の生徒が成長して日本社会で活躍するようになった際、人権に関する問題に直面することもあるかと思われるため、なんらかの形で、外国人学校での人権教育も推進していければよいのではないか。</p> <p>ブラジル人学校の生徒たちも、国へは帰らない人がほとんどで、多くは地元の製造業等で働き、地域経済を支える人財なので、彼らの人権教育＝地域での共生・日本人住民との相互理解にもつながるのではと考える。</p> | <p>・本補助金は、私学団体(私立中学高等学校連合会、私立幼稚園協会、専修学校各種学校連合会)が実施する研修事業に対して交付するものです。</p> <p>各種学校の認可を受けている県内の外国人学校は2校ありますが、上記の団体には未加入と伺っております。</p> <p>・なお、個々の学校に対しては、私学・県立大学振興課主催の「私立学校人権教育推進会議」における研修会(毎年開催)への参加を案内しており、県内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校(外国人学校を含む)の教職員が参加しております。</p> <p>また、人権に関する様々な情報を、外国人学校を含む県内私立学校に送付し、人権意識の向上を図っております。</p> |
| 20 | — | — | — | <p>今後ワクチン接種が進んでくると、ワクチンを自分の意思で受けない人、あるいは医学的理由で受けられない人などに対する人権への配慮が必要になってくると思われる。</p> <p>これまでの感染者や医療従事者に対する人権侵害だけでなく、会社や学校等でワクチン非接種者に対する人権侵害が起らないよう、また起こってもそれに適切に対処できるように事業を進めていただきたい。</p> | <p>・ワクチンについては、厚生労働省のホームページ等でも接種は推奨しているものの強制ではなく、しっかりと情報提供を行った上で、接種を受ける人の同意がある場合に限り接種が行われる、ということが明記されており、県としてもワクチン接種に関する人権侵害が発生しないよう、必要な啓発等を行ってまいります。</p> <p>・なお、ワクチン接種に関する人権侵害を受けた人からの相談については、法務省や労働局等の国の関係機関だけでなく、県においても昨年9月に設置した「新型コロナ人権侵害対応チーム」および「新型コロナ人権相談ほっとライン」で対応しているところであり、今後も引き続き確実な対応に努めてまいりたいと考えております。</p> |